

第 10 回延岡市農業委員会会議録

(平成 30 年 3 月 28 日)

1. 開催日時 平成30年3月28日(水) 午後9時30分から午後11時20分
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10		11		12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17		18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7		8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	甲斐安太郎
13	岩切健	14	緒方武彦	15	福谷洋朗
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19		20	矢野政治	21	
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 58 号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について
 議案第 59 号 農地法第3条の規定による貸借権の設定について
 議案第 60 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について
 議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権)
 議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・J A)
 議案第 63 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 64 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
 議案第 65 号 農地法第4条許可申請について
 議案第 66 号 農地法第5条許可申請について

- 報告第 30 号 農地法第4条届出について
 報告第 31 号 農地法第5条届出について
 報告第 32 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第 33 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第 34 号 農地の賃借料情報の提供について

- 協議第 11 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	鬼塚 重敏	局長補佐兼 農地係長	甲斐 武親	副主幹兼 農政係長	佐藤 英男
主 査	黒木 政良	北方産業建設課 主事	甲斐 伊織	北浦産業建設課 専門主事	高橋 修

8.会議の概要

議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは、ただ今から第 10 回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>委員総数 19 名中 16 名の出席を得ております。従いまして農業委員会に関する法律並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達しているため、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 9 番 阿波野修一委員と委員番号 19 番 菊池光雄委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 58 号の農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定についてから議案第 66 号、農地法第 5 条許可申請についてまで議案 9 件、報告案件が 5 件、協議案件が 1 件となっています。</p> <p>それでは議案第 58 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借権の設定について提案いたします。</p> <p>整理番号 1 番の説明を委員番号 12 番、田口正幸委員よりお願いいたします。</p>
田口委員	<p>はい。委員番号 12 番 田口です。おはようございます。整理番号 1 番の案件を説明いたします。所在は北方町下鹿川で田が 12 筆、5,842 m²。畑が 7 筆、3,359.03 m²。合計 19 筆の 9,201.03 m²となっています。貸人は北方町下鹿川地区在住の男性の方で借人は旭ヶ丘在住の女性の方となっています。この二人は親子関係で今回の理由としましては後継者への経営移譲となっています。3月26日に推進委員の田口さんと貸人、借人の両名と私で現地調査を行いました。これまでも借人の娘さんは農業の手伝いをしていたようで、いずれはすべて渡していきたいということです。地域との調和要件につきましては全く問題ないと判断しました。皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。続きまして整理番号 2 番の説明を委員番号 6 番、織田竜二委員よりお願いいたします。</p>
織田委員	<p>はい。委員番号 6 番の織田です。整理番号 2 番について説明いたします。農地の所在は貝の畑地区で畑が 2 筆の 4,064 m²です。この案件は以前に買受適格証明願いで上がった案件です。貸人は別府町在住の男性の方で、借人は天下町在住の農業法人です。議案書を見ていただくと分かると思いますが、借人である農業法人の代表取締役と貸人が同一人物です。競売で落札した農地を法人で耕作することです。3月26日に推進委員の甲斐秀雄委員と私で現地調査を行いました。地域との調和要件等問題ないと判断しましたので皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで、2 件とも問題ありませんでした。第 7 号につきましては、ただ今、田口委員と織田委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとのことなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>

議 長	はい。ありがとうございました。ただ今、各委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 59 号、農地法第 3 条の規定による賃借権の設定について提案いたします。 整理番号 1 番について委員番号 5 番、松下康廣委員より説明をお願いいたします。
松下委員	委員番号 5 番の松下です。よろしくをお願いいたします。議案第 59 号、整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在地は北浦町で田が 13 筆 合計 9,264 ㎡です。 貸人は北浦町在住の男性の方で借人は同じく北浦町在住の 58 歳の男性の方です。賃貸借契約で契約期間は許可後 10 年間となっています。借人の経営状況は 4,463 ㎡で労力人は 3 人、理由は農業経営規模拡大となっています。3 月 24 日土曜日に推進委員の山本さん、借人と私で現地調査を行いました。面的な農地の利用状況を確認し、地域との調和要件については問題ありませんでした。貸人は 86 歳と高齢であり後継者もなくこれ以上農業を続けることができないので今回の賃貸借契約となったようです。借人につきましては、中野内地区の人・農地プランの中心経営体であり、肉用牛繁殖型の認定農業者であり繁殖牛、WCS 等を生産しております。農業についての意欲、経験等十分であり特に問題ないと判断しましたのでご審議のほどをよろしくをお願いいたします。
議 長	次に判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで、整理番号 1 番についてはすべて問題ありませんでした。第 7 号につきましては、ただ今、松下委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとのことなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	ただ今、松下委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 60 号、農地法第 3 条の規定による所有権の移転について提案いたします。

高橋委員	<p>整理番号1番について委員番号8番、高橋正二委員より説明をお願いいたします。</p> <p>おはようございます。委員番号8番の高橋です。整理番号1番案件について説明いたします。農地の所在は伊形町で田が1筆の915㎡です。譲渡人は愛知県蟹江町在住の86歳の男性の方で譲受人は伊形町在住の66歳の女性の方です。理由としましては経営規模拡大とのことです。現地調査を3月26日に譲受人と甲斐安太郎推進委員と私の3人で行いました。譲渡人は遠方のため耕作することができず、また以前から譲受人の父親が管理されていたとのことで、農地も両サイドが譲受人の農地という事で地域の調和要件も問題ないと判断しましたので皆様のご審議のほどをよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして整理番号2番について委員番号6番、織田竜二委員より説明をお願いいたします。</p>
織田委員	<p>委員番号6番の織田です。整理番号2番案件について説明いたします。農地の所在は細見町で田が1筆の827㎡です。譲渡人は小野町在住の方で譲受人は細見町在住の方です。理由としましては農業経営規模拡大となっています。3月26日に私と甲斐秀雄推進委員で現地調査を行いました。譲受人はその日が仕事で都合が付かないため電話で聞き取りをしました。現地は少し荒れていたのですが牧草を耕作して畜産農家に供給したいとのことでした。その後、定年を迎えたら水稻を作るとのことでした。以上です。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして整理番号3番について委員番号15番、遠田委員より説明をお願いいたします。</p>
遠田委員	<p>委員番号15番、遠田です。整理番号3番について説明いたします。農地の所在は二ツ島町で田が1筆の684㎡です。譲渡人は大分県在住の男性の方で、譲受人は無鹿町在住の男性の方です。譲受人の経営状況は28,907㎡で労力人は5人。申請理由は農業経営規模拡大となっています。3月24日に私と佐野栄一推進委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。今回の案件は、先月の定例会で議案として上がった所有権移転と同一人物による追加案件です。地域との調和要件につきましては何ら問題ありませんでした。皆様のご審議のほどをよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして整理番号4番、5番について委員番号19番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。</p>
菊池委員	<p>はい。委員番号19番、菊池です。まず整理番号4番案件について説明いたします。農地の所在は北方町曾木で田が4筆の1,847㎡、畑が2筆の2,046㎡。合計6筆の3,993㎡となっています。譲渡人は北方町曾木地区在住の方で譲受人も北方町曾木地区在住です。理由としましては農業経営規模拡大となっています。3月25日に緒方推進委員と譲受人と私で現地調査を行いました。地域との調和要件については問題ありませんでした。この農地については合併前に町の許可を受けて埋め上げています。登記地目は田になっているのですが、現況は畑です。譲受人が畜産農家であるために畜舎がすぐ横にあるため、放牧地として使用したいとのことです。譲受人は農業の意欲、経験等十分であるため、問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして整理番号5番についてです。農地の所在は北方町曾木で畑1筆の273㎡です。譲渡人は北方町曾木地区在住の方で譲受人も整理番号4番の譲受人と同じ方です。この案件も経営規模拡大となっています。この畑につきましても譲受人の畜舎の入り口のすぐ隣にありまして以前から管理は譲受人がしていたということです。今回、他の</p>

	<p>案件と併せて正式に農地法の手続きを取ることとなりました。4番案件と同じく3月25日に現地調査を行いました。地域との調和要件については何ら問題ありませんでした。皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号6番について委員番号10番、片伯部芳徳委員となっておりますが、都合により欠席のため農地最適化推進委員の田中昇委員より説明をお願いいたします。</p>
田中委員	<p>最適化推進委員の田中です。片伯部農業委員が都合により欠席のため、代わって説明いたします。整理番号6番について農地の所在は出北6丁目、田が1筆の144㎡です。譲渡人は長浜町在住の70代の男性の方です。譲受人は浜町在住の35歳の男性です。現在は田となっておりますが、畑にしたいとのこと。3月24日に、私と譲受人と譲受人の父親の3名で現地確認を行いました。地域との調和要件については特段問題ありませんでした。譲受人は農業に対する意欲、経験等も十分であり問題ないと判断しました。皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、すべて問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第61号、農用地利用集積計画の整理番号1番について説明いたします。議案書は8ページとなります。貸し人は北川町在住の男性の方で借り人は水尻町在住の男性の方です。農地の所在は北川町川内名で畑が1筆の2,677㎡となっております。契約内容は10年間の賃借権となっております。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。 はい。花畑委員。</p>

花畑委員	委員番号 18 番、花畑です。面積が 3 反ありませんがどういふことでしょうか。
議 長	事務局より回答をお願いします。
事 務 局	はい。回答いたします。以前にもこういうケースが何回かありましたが、借人は新規就農者で青年就農給付金を現在受けております。下限面積の 3 反については農地法では必須要件となりますが、基盤強化促進法では 3 反未満でも市の基本構想に合致する人物であれば賃借権等の設定を行うことが可能となりますので問題はありません。
議 長	花畑委員よろしいでしょうか。
花畑委員	わかりました。
議 長	他に質問はありませんか。 私からいいでしょうか。今の花畑委員の質問について私も同様の疑問がありました。今後のためにも勉強会の計画等もよろしくお願いいたします。それでは他にございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 62 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。 なお、整理番号 19 番から 24 番までは委員番号 8 番 高橋正二委員、委員番号 17 番 牧野博文委員、委員番号 6 番 織田竜二委員、委員番号 19 番 菊池光雄委員とそれぞれ関連がございますので退室後の審議となります。それでは、事務局より整理番号 1 番から 18 番までの説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 62 号 農用地利用集積計画 (J A 延岡分) の整理番号 1 番から 18 番まで説明いたします。議案書は 10 ページから 12 ページとなります。貸し人や借り人等の詳細については議案書に記載のとおりで契約内容は 5 年から 6 年の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。

	<p>続きまして整理番号 19 番について審議いたします。高橋正二委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(高橋委員退室)</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 62 号、整理番号 19 番について説明いたします。議案書は 13 ページとなります。貸し人は鯛名町在住の女性の方で借り人は下伊形町の法人です。農地の所在は伊形町で田が 1 筆の 351 m²です。契約内容は 5 年の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。高橋委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(高橋委員入室)</p>
議長	<p>続きまして整理番号 20 番、21 番、22 番について審議いたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 62 号 整理番号 20 番から 22 番まで説明いたします。議案書は 13 ページとなります。貸し人は議案書に記載のとおり 3 名の方で借り人は片田町在住の男性の方です。農地の所在は片田町で田が 6 筆の合計 4,975 m²です。契約内容は 5 年から 10 年の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p>
議長	<p>続きまして整理番号 23 番について審議いたします。織田竜二委員は退室をお願いい</p>

	<p>たします。</p> <p>(織田委員退室)</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 62 号 整理番号 23 番について説明いたします。議案書は同じく 13 ページとなります。貸し人は小野町在住の女性の方で借り人も小野町在住の男性の方です。農地の所在は小野町で田が 5 筆の 4,518 m²です。契約内容は 6 年の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。織田竜二委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(織田委員入室)</p> <p>続きまして整理番号 24 番について審議いたします。菊池光雄委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(菊池委員退室)</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 62 号 整理番号 24 番について説明いたします。議案書は 14 ページとなります。貸し人は西階町在住の男性の方で借り人は北方町在住の男性の方です。農地の所在は北方町曾木で田が 2 筆の 2,337 m²です。契約内容は 5 年の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 菊池光雄委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(菊池委員入室)</p> <p>続きまして議案第 63 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 63 号、農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について説明いたします。議案書は 16 ページとなります。貸し人は緑ヶ丘在住の方で共有名義となっています。借り人は公益社団法人 宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は 10 年間の賃借権です。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 64 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。 事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 64 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について所有権移転分を説明いたします。議案書は 18 ページとなります。整理番号 1 番につきまして、譲り渡し人は片田町在住の男性の方で譲り受け人は片田町在住の男性の方です。農地の所在は小野町と片田町で田が 3 筆の 3,027 m²です。契約内容は議案書に記載のとおりとなっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 続きまして整理番号 2 番についてご説明いたします。同じく 18 ページです。譲渡人は整理番号 1 番と同じく片田町在住の方で譲受人も片田町在住の男性の方です。農地の所在は小野町と片田町で田が 1 筆の 707 m²、畑が 2 筆の 726 m²、合計 3 筆の 1,433 m²となっています。契約内容につきましては議案書に記載のとおりです。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>

議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 長	<p>続きまして議案第 65 号、農地法第 4 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号 1 番について委員番号 1 番 私、原田が説明いたします。</p> <p>整理番号 1 番について説明いたします。農地の所在は差木野町で畑が 1 筆の 227 m²です。申請人は元々この地区に住んでいるかたですが、現在、家を嵩上げて新築中のため塩浜町に在住しています。北川町が氾濫した際に冠水しないように現在約 40 cm の嵩上げをしております。申請地はその宅地に乗り入れをする際の通路と駐車場、残りについては家庭菜園となっています。3 月 26 日現地調査を行いました。私は都合で行けなかったのですが、後日に一人で現地に行っております。住宅地の中の畑であり転用されても何ら問題ないと判断いたしました。以上ご審議をよろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	はい。農地区分について説明いたします。整理番号 1 番につきましては、JR 日豊本線の北延岡駅から半径 300m の範囲内にある農地で第 3 種農地となっておりますので、立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法、道路法などの他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありませんでした。周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今、担当委員と事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。</p> <p>続きまして議案第 66 号 農地法第 5 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号 1 番について委員番号 14 番 大戸孝一委員より説明をお願いいたします。</p>
大戸委員	委員番号 14 番の大戸です。整理番号 1 番についてご説明をいたします。所在は北浦町で、畑 2 筆の合計 196 m ² です。譲渡人は北浦町の方です。譲受人も北浦町の方で、美容師をしており、店舗を建てたいとのことでした。3 月 26 日に私、松原推進委員、事務局で譲受人立会いのもと現地調査を行いました。第 3 種農地であり、周辺の農地とも位置を隔てており、特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	続きまして整理番号 2 番、3 番について委員番号 9 番 阿波野修一委員より説明をお願いいたします。
阿波野委員	委員番号 9 番の阿波野です。整理番号 2 番、3 番につきましては関連がございますので、あわせてご説明いたします。3 月 26 日に浦城町の畑 2 筆、整理番号 2 番と 3 番合

	<p>わせて合計 2,632 m²について現地調査を行いました。譲渡人は日向市の方と埼玉県の方で譲受人は昭和町の家電小売業です。私、推進員の甲斐さん、事務局及び県の担当者並びに譲受人側の会社の担当者として現地を確認しました。太陽光発電施設をつくるこのことで説明を受けましたが、何ら問題はないと判断しました。ご審議の程よろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして整理番号 4 番について委員番号 1 番 私、原田が説明いたします。 所在は稲葉崎町で畑 2 筆の合計 999 m²です。譲渡人は 2 名おましていずれも稲葉崎町在住の方です。譲受人は大門町の介護支援事業者です。3月26日に最適化推進委員、事務局、県担当者、譲受人で現地調査を行っております。私は都合により後日現地確認をさせていただきました。申請地につきましては駐車場として使用することでした。周辺への影響は無く、何ら問題無いと思います。よろしくご審議お願いいたします。 続きまして整理番号 5 番について委員番号 2 番、甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>甲斐委員</p>	<p>委員番号 2 番の甲斐です。整理番号 5 番について説明をさせていただきます。所在は大貫町で、田が 1 筆。999 m²のうち 100 m²に今回農業用倉庫を建設したいとのことで申請があがっております。賃貸借契約で、賃貸人が大貫町在住の方で、借借人が昭和町の方です。25 ページのNo.5の地図をご覧ください。申請地と合わせて 3 枚が今回の賃借人が契約を行う筆でハウスを建ててイチゴの栽培をしたいとのことです。本案件につきましては耕作を行うにあたり肥料等をおくための農業用倉庫が必要であるとのことで申請があがっております。3月26日に、私、山田推進委員、事務局及び県の担当者並びに譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請地と農業用排水が接していますので、土砂等流入しないよう注意するよう要望しておきました。何ら問題はないと思っておりますので、皆様方のご審議をよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして整理番号 6 番について委員番号 6 番、織田竜二委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>織田委員</p>	<p>委員番号 6 番の織田です。整理番号 6 番についてご説明いたします。所在は岡元町です。畑 1 筆の 168 m²です。譲渡人は岡元町在住の方で、譲受人は大貫町在住の方です。3月26日に、私、推進委員の甲斐さん、事務局と県の担当者で現地確認を行いました。26 ページのNo.6に地図がございますが、ご覧のとおり、周囲への影響はなく、何ら問題はないと思っております。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号 5 番につきましては農振農用地となっておりますが、一時転用ということで原状回復並びに排水等の管理を条件に許可相当となっております。整理番号 2 番、3 番、4 番、6 番につきましては、第 2 種農地となっております。付近に第 3 種農地もないことから問題ないと判断しました。整理番号 1 番につきましては、半径 300m の範囲内に北浦総合支所があることから第 3 種農地となっております。このことから 6 件とも立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法、道路法などの他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありませんでした。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、各委員と事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>

	何かございませんか。
花畑委員	委員番号5番の花畑です。整理番号5番についての質問です。農業用倉庫につきましては、面積によっては許可不要であったと思いますが。
事務局	通常2アール未満でしたら、許可不要案件として届出で足りるのですが、今回の場合は農振農用地内で農地に4面接続しているということから、農振法上用途変更をかける必要があります。どうしても一時転用をかけることでしか、今回の申請を受けることができないため、200㎡未満の農業用倉庫ですが、法第5条の許可申請が必要となっております。
花畑委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
松原推進委員	同じく整理番号5番についての質問ですが、きれいな田の中に土を入れて農業用倉庫を建設するというので、原状回復が条件となっておりますが、譲受人が現状回復しなかった場合どのように取り扱うのでしょうか。
議長	このような農振農用地につきましてはきちんとした手続きのもと、申請に至ると思うのですが。甲斐委員いかがですか。
甲斐委員	今回の一時転用につきましては、これから農業用倉庫を建設するというので、他法令とも照らし合わせながら一時転用という措置が取られることとなっております。当然申請の際に現状回復義務に関する制約がかかっておりますので、原状回復を怠るということはないと思っております。
事務局	松原推進委員は農振内の田が転用され放置されることを危惧されているようですが、991㎡のうち100㎡を農業用倉庫として転用し、その他はビニールハウスとしてイチゴの栽培を行うこととなっております。全面積に転用がかかる訳ではなく、目的が明確化された一時転用ですので、ご心配されているような問題は生じないと考えております。
松原推進委員	少なくとも今回の申請により田は畑として取り扱われることとなると思うのですが。
甲斐委員	登記地目上、田とされている土地に、現状ではハウスを建てることができないため、正式な手続きを行った上で畑として活用するということとなります。
事務局	ハウスを建てイチゴの栽培を行いますので、畑へ改良することとなりますが、今回一時転用をかける100㎡を除き、農地として耕作目的で利用されることに変わりはありません。特段問題は生じないと判断しております。
高橋委員	話しを伺っていて、あくまで農地を農地として活用するという事実には変わりはなく、本案件につきましては農業用倉庫として一時転用を行うということですので、何ら問題はないのではないのでしょうか。畑として地目変更登記を行うか否かという判断は申請者に委ねてもよい問題かと思えます。
議長	よろしいでしょうか。

	<p>整理させていただきたいのですが、申請者は複数筆を賃借契約し、その一部を一時転用し農業用倉庫を建設する。残りの面積については改良し畑として利用するというところで、法律上何ら問題はない。私は土地改良区の理事も兼ねておりますが、水利費につきましても、今後畑として利用するとのことで、一括して支払いをしていただきますので、問題はありません。農地に家を建てるといった申請とは異なりますので、問題ないと思われませんが、皆様いかがでしょうか。</p>
甲斐秀雄 推進委員	<p>9番の推進委員の甲斐です。質問がございます。整理番号5番案件につきまして、賃借人が整理番号2番、3番の家電小売業の住所と同一であります。将来的に耕作とは異なる何らかの用途で使用しようという懸念はありませんでしょうか。</p>
事務局	<p>整理番号5番の賃借人につきましては、整理番号2番、3番の家電小売業社の娘婿にあたります。この方につきましては先々月の総会に上がりましたが、新規就農者ということで、中間管理事業を活用した配分計画(案)が協議された方です。賃借人は農業研修も受けており、申請地は農振農用地であることから、今後太陽光発電施設に変わるような懸念はないかと考えております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
甲斐委員	<p>すみません。委員番号2番の甲斐です。私が行った先程の説明から漏れておりましたが、事務局からの説明のとおり、賃借人は1月の定例総会において、配分計画(案)として当該申請地の受け手としてすでに承認を得ております。申し添えさせていただきます。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。 他に質問はないようですので、ただ今、出された意見につきましては、意見書に記載のうえ、県に進達いたします。</p>
	<p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第30号 農地法第4条届出についてです。この案件は自己所有の農地の転用です。議案書の28ページに記載されております。全部で2件の届出があり、田が2筆の709㎡の転用となっております。</p> <p>続きまして報告第31号 農地法第5条の届出です。この案件は所有権、賃借権及び使用貸借権を伴った農地転用です。議案書の30ページから31ページに記載されております。全部で16件の届出があり、田が4筆の858㎡、畑が17筆の4,631㎡、合計21筆の5,489㎡の転用となっております。</p> <p>続きまして報告第32号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の33ページから34ページに記載されております。8件の届出があり、田が22筆の22,918㎡、畑が1筆の522㎡、合計23筆の23,440㎡となっております。</p> <p>続きまして報告第33号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の36ページに記載されております。3件の届出があり田が2筆の479㎡、畑が4筆の1,194㎡、合計6筆の1,673㎡となっております。内容は記載のとおりです。</p> <p>また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。</p>

	<p>続きまして報告第 34 号 農地の賃借料情報の提供についてです。農地法第 52 条で農業委員会は農地の農業上の利用促進及び農地の利用関係の調整に資するため、賃借等の動向情報を提供することとなっています。議案書の 38 ページに記載されている表は平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月までに農地法 3 条や農用地利用集積計画で締結、公告された賃借料を集約したものです。田と畑の部に分けて延岡市全体を 4 地区に分けております。さらに田の部は基盤整備区域と未整備区域に分けています。データ数は筆数です。本市の賃借は大半が物納ですが、例年同様 60 kg 当たり 15,000 円で換算しております。金額については表中のとおりで情報が未掲載の地域は申請がなかったためデータがありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p>
甲斐委員	<p>委員番号 2 番の甲斐です。私がお伺いしたいのは 34 ページ報告第 32 号、整理番号 7 番についてです。中間管理事業で配分された農地の解約と思われませんが、何か特別な事情でもあるのでしょうか。よろしければお聞かせ願いたいのですが。</p>
総合農政課	<p>その案件につきましては総合農政課から回答させていただきます。</p> <p>今回、合意解約となった石田町の 1 筆につきましては 7 月に中間管理事業で、担い手へ配分されたのですが、出し手が所有農地の整理をしていた際に、土地の登記そのものが間違っていたことが判明したとのことで連絡を受けました。出し手は一度登記を含めて整理し、機会があれば今後再び中間管理事業として活用したいとのことでしたので、双方合意の上、一度解約の手続きを行ったところです。</p>
甲斐委員	<p>耕作の状況に問題があった訳ではないのですね。</p>
総合農政課	<p>はい。そのような問題は生じていません。</p>
甲斐委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>では、私の方からよろしいでしょうか。報告第 34 号において、60kg あたり 15,000 円で換算と説明がありましたが、現在農協等に出荷した際に今年の 3 等米の餅米が 5,000 円程度でした。1 等米は 7,000 円程度だと思うのですが。</p>
事務局	<p>農協さんに出荷した際、昨年は 1 等米が 7,000 円という数字も出ていましたが、この賃借料情報におきましては、中間業者を介さずに実際に取引した場合の金額を根拠に算定しております。</p>
議 長	<p>分かりました。他に質問はございませんか。</p> <p>ないようなので続いて協議第 11 号 農用地利用配分計画 (案) について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合農政課	<p>総合農政課よりご説明させていただきます。協議第 11 号 農用地利用配分計画 (案) につきましては、本日の議案第 63 号において中間管理機構への貸付けを承認していただいたところです。これに対しまして、機構からの配分計画につきましては、議案書の</p>

	<p>40 ページ記載のとおりです。出し手1名。合計3筆4,265 m²につきまして、受け手1名への配分を検討しております。期間は10年間で、本案件につきましては、重点実施地区、追内地区での案件となっております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。 よろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようなので以上を持ちまして第10回、定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p>
<p>次回定例農業委員会 4月27日(金) 午後3時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

9 番 阿波野 修 一

19 番 菊 池 光 雄